

▶▶ 今月の主な記事

新桂川支部主催企画  
名刺交換会

1

復元・体感アプリ  
「AR長岡宮」

2

金は天下の  
回りもの

5

京都市が「ミライ」の  
カーシェアリング

7

## 交換したのは名刺だけではなく「それぞれの想い」 新桂川支部主催企画名刺交換会

8月6日にホテルグランヴィア京都にて新桂川支部主催による名刺交換会が開催されました。会場には組合員、員外、業者など、さまざまな業種の36人が集まりました。

新桂川支部では、昨年度からじっくりとこの企画を練ってきました。協同組合として名刺交換会を行うのは「初



壇上でスピーチをする大下照夫さん(右側)

めて」に等しい取り組みです。

西崎正幸新桂川支部長は冒頭の挨拶で「こうした企画で組合を盛り上げていきたい。これからも継続して開催していく」と発言。支部活動が中心の組織活動が実践されています。

最初の30分は席をシャッフルしながら、名刺交換をしました。乾杯・懇談前での交換はホテルマンもめずらしいと言っていました。

その後、小林博明副理事長の乾杯の挨拶で懇談会が開幕し、さまざまな交

流がなされました。参加者からのスピーチでは、思い思いの発言が飛び出し、会場を盛り上げました。

最後は佐野政道理事(新桂川支部推薦)から閉会の挨拶があり、名刺交換会は幕を下しました。

その後の2次会などで、参加者から「もっとこんな企画をしてほしい」「参加してよかった。雰囲気がとてもよかった」「組合の役割がようやくわかったような気がする」など、さまざまな声が寄せられました。(編集部)

### 続編も企画予定！ 発展のカギは支部合同

後日のアンケート結果では雰囲気「とてもよかった」という声が多く、また次回の名刺交換会へ「参加する」と回答した参加者が多数を占めました。

総会や新年会では、支部の組合員との交流が多く、他支部の組合員と交流できたことが良かったという声も。

初めての企画で至らない部分も沢山ありましたが「支部の垣根を越えた交流の場」として、この企画は意義があったと感じています。これからは新桂川支部だけではなく、さまざまな支部と合同で開催できる企画へしていきたいです。(西村 学)



#### D J 的 IT 講座 (66)

### 「領収書」のスマホ撮影も解禁！？ 規制緩和進む電子帳簿保存法

「会社の会計(決算処理)」も、いよいよ「電子化」「クラウド化」が本格的に進む時代になるかもしれません。昨年2015年に改定された「電子帳簿保存法」で、従来の「帳票の電子化」に関する厳しい条件が緩和され、「これなら導入できるかもしれない」という声が、にわかに聞かれるようになりました。

主な変更点は、○3万円の金額基準を廃止し、全ての契約書のスキャナ保存が可能、○関係帳簿の電子保存の承認要件を廃止、○電子署名廃止などで、2017年1月からは○領収書などのスマホ・デジカメ撮影画像の保存OK(事前届出必要・タイムスタンプ必要)になります。「free(フリー)」などのクラウド会計アプリでは、撮影画像の金額自動読み取りもでき、「経理」の合理化が進むかもしれません。

メディア・コンサルタント 福井 文雄

(fukui@djlabo.jp / 株式会社D J 代表取締役社長)

# 復元・体感アプリ「AR長岡宮」

文化財

～いにしへの都へタイムトリップ～

今、向日市の史跡長岡宮跡(大極殿公園・朝堂院公園・内裏公園・築地跡の4か所)において、スマートフォンやタブレット端末を使い、今、目の前に長岡宮が存在しているかのような体感ができるアプリ「AR長岡宮」を配信されています。このアプリはスマートフォンやタブレット端末で史跡長岡宮の理解を深めることができる復元・体感アプリです。画面には、長岡宮の建築物やゆかりのある人物などが出現し、いにしへの長岡宮を現地で体感

できます。またバーチャル技術を使ったVR(仮想現実)も見られます。

また、スマートフォンなどをお持ちでない方のために、貸出用端末(台数に限りあり)を朝堂院公園案内所で用意されています。(ARとは、コンピュータなどを利用して現実の景色に情報を付け加え、画面上で拡張した現実の光景を見せる技術です)

こういったアプリが出来るということは、発掘調査の成果があつてこそだと思います。向日市にある10年間の

幻の首都だった長岡京、その10年間の間に暗殺事件や水害など苦難の連続だったようです。なぜ長岡京に首都が遷ったのか?なぜ10年で終わったのか?その歴史に触れながら史跡を巡って観ませんか?

もちろんダウンロードは無料です。ぜひ、体感してみてください。

(谷口弘樹)



# 古いマンションに潜む「隙間」の仕事

建設工事業部

4月から市内の築30年以上のマンションを対象に営業訪問をおこなっています。管理組合の理事長とお話すると管理の良し悪しがよくわかります。

運営管理体制がしっかりしているマンションは管理組合の成熟度、住民間のコミュニティの成熟度が高く、これから先の問題をさほど心配することはないと思います。しかし、運営管理体

制が不十分なマンションには問題が山積しています。専有部分では「設備が現在の生活様式に合わない」「住戸が狭く大きな段差がありバリアフリー対応ができず高齢居住者の支援が満足にできていない」「独居高齢者の見守り・安否確認」など。共有部分では「防犯、防災、省エネルギー対策」「玄関周りの美観、駐車場、植栽の管理」などが不

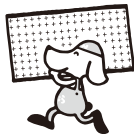
十分です。

建設工事業部では、これらを改善する事に力を注ぎたいと考えます。もちろん大規模改修工事、耐震改修工事は重要ですが、大手との受注競争で苦戦しています。古いマンションには、大手があまり手をつけていない運営管理体制上の「隙間」の仕事が潜んでいます。(山本敬三)

## 豊・ふすま・インテリア

室内装飾仕上

クロス、表装、床施工、ダイノックシート  
ガラスフィルム、障子張り、カーテン  
ブラインド、キッチンパネル施工



株式  
会社

にしむら

京都府知事認可  
(般-14) 4728号

京都市右京区太秦安井松本町22 (三条通り天神川東入ル)  
TEL 075 841-4400 FAX 075 811-0339  
<http://www.homeservice.co.jp/>

## 土・建築・製作金物 設計・施工

製作金物の構造計算から作図・設計・施工までいたします。

ステンレス製作金物なら実績ある当社へ御用命ください。

株式会社 三田

京都府久世郡久御山町野村東147-2  
TEL (075) 631-7833 FAX (075) 631-7857

<http://www.mita036.com>

mita036

検索

木造住宅の必需品

QTダンパー



【耐震】と【制振】で地震に耐える



「QTダンパー」が持つ繰返し建物に加わるエネルギーを吸収する制振性能により、柱と梁の接合部の緩みを抑えて、建物の固有周期が伸びることを防止し、共振による倒壊から建物を守ります。

経営理念

「先端技術で安全と安心を創造する」  
わたしたちは  
わたしたち石山テクノ建設の補修・補強の保全技術で  
暮らしやすい環境を人々に提供できる  
このことを最大のよこごびとしています



石山テクノ建設株式会社

一級建築士事務所

〒604-8411 京都市中京区聚楽廻南町1番地  
TEL (075) 822-4377(代) FAX (075) 803-0417

<http://www.ishiyama-techno.co.jp>

**Q** 昨年、交通事故に遭い、先月ようやく治療が終わりましたが、骨折した右足に痛みが残りしました。保険会社からは、後遺障害等級12級の事前認定を受けたと報告があり、合わせて賠償額の提示を受けました。その際、事故後に実際の減収が無いという理由から、将来の減収に対する補償(後遺障害逸失利益)は支払えないと言われました。仕方がないのでしょうか？

**A** まず、保険会社から提示される賠償額は、慰謝料等の算定において裁判所において認められる基準よりも低いことが一般的ですから、弁護士に相談をするのが賢明です。

さて、ご相談の件ですが、右足に後

遺障害等級12級の認定を受けておられますので、通常14%の労働能力の喪失があると評価されます。この労働能力の喪失によって生じる将来の減収に対する補償を後遺障害逸失利益と呼んでいます。そして、あなたのように事故後に減収が無い場合、事故の影響による減収が無いという理屈を立てて、保険会社が逸失利益の支払いを拒否することがあります。

しかし、事故に遭ったからといって、仕事や収入を減らせないのは誰でも同じです。皆さん事故の後遺障害をカバーしながら、それまで以上に努力をして仕事をするのが実際です。また、将来に亘って後遺障害の影響による減

収が生じないわけでもありません。

そのような点を踏まえて、裁判所においては、現実には減収が無い事案でも逸失利益を認める判断が一般的に行われています。これは弁護士が依頼を受けて行う示談交渉でも同じです。弁護士が就けば、多くの場合で保険会社は支払いを認めます。

後遺障害逸失利益は、損害全体の中では大きな割合を占めることが多く、事案により数百万から数千万円になることもあります。あなたのケースではどの程度の金額になるのか、より具体的に弁護士に相談をすべきです。

( 京都第一法律事務所 )  
弁護士 藤井 豊

## 最低賃金の改定により新たな助成措置

厚生労働省は1日、2016年度の最低賃金(時給)引き上げを受け、中小・零細企業向けの助成制度を拡充すると発表しました。

企業の賃金の上げ幅に応じて複数の助成措置を設け、生産性向上を支援し、賃金水準の一段の引き上げを促します。

現在は最低賃金が800円未満の地域で60円以上賃上げし、生産性を向上させる設備を導入した企業に導入費用の一部を最大100万円補助しています。新制度では、賃金の上げ幅を30円以上から120円以上まで5段階で区分。最低賃金が750円未満の地域で30円以上賃上げした企業に最大50万円、800円以上1000円未満の地域で

120円以上賃上げした企業に最大200万円を補助します。

京都の最低賃金は今年10月2日よ

り、831円(現在807円)となります。

(西村 学)

### ●最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

### ●最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金及び特定最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金及び特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとします。

### ●最低賃金の適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、産業や職種にか

わりなく、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用されます。特定最低賃金は、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。

### ●派遣労働者への適用

派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

### ●最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から一部の賃金(割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当など)を除いたものが対象となります。

永年の信用 まごころのご奉仕

# 公益社

本社 / 京都市中京区烏丸通三条下ル

☎ 0120-004-200

全京都建設協同組合指定店 割引制度あり

ブライツホール 京都、滋賀に8つの葬祭式場

北ブライツホール [堀川紫明] 山科ブライツホール [五条外環]  
中央ブライツホール [五条大和大路] 烏丸ブライツホール [烏丸高辻]  
南ブライツホール [油小路八条] 宇治ブライツホール [宇治榎島]  
西ブライツホール [五条西大路] 大津ブライツホール [大津駅南]





## 改修のその後<sup>最終回</sup> ④

只本屋店舗兼代表山田毅さん自宅

4回にわたってお送りする連載「改修のその後」。改修とは、近年ますます多く行われるようになってきた既存建物の改善のこと。傷んでしまったところなどに手を加えるかたちで、新たに面白い使われ方をしている4つの建物を紹介します。今回主に記録していきたいのは、改修から時間が経った現在、使い手のみなさんが、“その改修作業やそれによって生まれた空間にどんなことを感じているのか”ということです。

最後となる今回は、清水寺や三十三間堂にほど近い東山五条に位置する、アーティスト山田毅さんが代表を務める只本屋の店舗兼山田さんの自宅を紹介します。

### <山田さんとオーナーさんの出会い>

只本屋の店舗兼山田さんの自宅があるのは、不動産に関わりながら仕事をしていたオーナーの大門美鈴さんが運営するゲストハウス常松庵の敷地の一部。HAPSの皆さんはオフィスの近くにあるおばんざいのお店ゆたか屋を運営する大門さんから、ある日東山五条にある築100年の伝統的な日本家屋を見つけたこと、その建物を改装してゲストハウスを始めようとしていることを教えてもらいます。

一方、当時二条駅近くのマンションに住んでいた山田さん。それ以前は東京の美術大学で非常勤講師をしながら美術関連の会社に所属していましたが、2013年に東京から京都へ。移住後はアートメディアKANSAI ART BEATの編集などに携わりつつ自身の制作を行い、新たに工房としても使えるような住居を求めてHAPSへ。それがきっかけとなり大門さんと出会います。2014年春のことでした。

東山五条の約400坪の敷地には、2014年8月から常松庵として使われている建物と広大な庭があり、そして現在宿泊施設としても使われている長屋の一角に山田さんの自宅と工房があります。この時の改修では建築家木村慎弥さんと協働して床面を新設。一見しただけではどこを改修したのかほとんどわからないほど、最低限の手入れにとどめました。

### <只本屋の移転>

山田さんが代表をつとめる、全国のフリーペーパーを取り扱うお店只本屋がオープンしたのは2015年の4月。そのアイデアは山田さんのみによるものという



全国のフリーペーパーがところ狭しと並び只本屋の店舗



山田さんの自宅とゲストハウス常松庵との間にある庭

よりは、以前から学生と協働していた縁で出会った、関西で雑誌をつくっていた学生有志による提案から生まれました。オープン当初は今出川河原町界隈にあるデザイン事務所の一角を店舗にしていたのですが、同じ年に東山五条へ移転。山田さんがこの場所に住み始めて約1年後のことでした。

只本屋店舗は山田さんの自宅からは離れたところにある、かつて物置に使われていた建物を改修してつくられました。改修とはいえ、開店のために最初にしたことは掃除のみ。現在では板敷きのフロアも当時はボロボロだった畳に土足で上がってもらっていたそう。現在では月末の土日のみオープンしています。

### <入居後約2年経って>

現在、京都市立芸術大学大学院美術研究科に所属する山田さんの担当教員は、他者同士のコミュニケーションをテーマに制作を行い、様々なスペースの立ち上げに携わってきた美術家の小山田徹さん。「只本屋という場づくりが表現なのではないか」と小山田さんに言われたことが印象に残っていると語ります。

使いながら手入れを続けていく、という考え方は只本屋店舗も山田さんの自宅も変わりません。同じく大門さんが手入れする常松庵やその周囲の庭もどんどん変化しています。取材時も度々顔を見せてくださった大門さんですが、山田さんとは日頃「次はどこに手を入れようか」とよく話しているそう。「只本屋のスペースも含めて、こんなに信頼して自由にさせてくれるオーナーはいない」と山田さんも信頼を寄せます。

お互い立場は違っても、この場所をよりよいものにしていきたい、という意識は同じ。改修を振り返るよりもむしろ次どうするかを考えています、という声を聞かせてもらった今回の取材で、改修が人と人とのコミュニケーションをつくるものになっている状況を目の当たりにすることができました。

### Profile ●●●●●●●●●●

神原 充大

Mitsuhiro Sakakibara

建築家／リサーチャー。1984年愛知県生まれ。2007年神戸大学文学部人文学科芸術学専修卒業。建築に関する取材執筆、物件活用提案、調査成果物やアーカイブシステムの構築など、編集を軸にした事業を行う。2008年には、より多くの人々が日常的に都市や建築へ関わるチャンネルを増やすことをねらいとし、建築リサーチ組織RADを共同で開始。寄稿書籍に『レム・コールハースは何を変えたのか』(2014)。2014年度から京都精華大学非常勤講師、2016年度から京都建築大学校非常勤講師。

# 足場関連工事なら組合へ おまかせ

機材リース

件数は減りましたが機材リースでは各種足場関連工事もしております。

ご希望ありましたらお問合せください。



現場仮囲いも▶



◀式足場も

## 「金は天下の回りもの」

「金は天下の回りもの」とは誰もが知る格言です。しかし実際は、ある所にはあり、ない所にはない。その「ない所」にいる我々(?)にとって、お金がお金を呼ぶなどという夢のような状況がピンときません。「ある所」にいる方々(実業家)に言わせると、大きくお金を儲けるには【システム構築・仕組み+人脈+度胸】この公式の間に媒介するモノが【お金】だそうです。確かに！仕事(商売)・趣味・家計・教育…当てはまる事柄が思いつきませんか？

お金の「貯め方」については誰もが関心を持つし、ノウハウも数多くあ

ります。しかし、いくら貯めても安心する日はまずこないでしょう。お金にしがみつくとお金が澱み(よどみ)、行動も防衛的になります。貯め込むだけでは、お金は動きません。

より関心を持つべきは「お金の使い方」。その基準は自分の価値観(どうすれば良い感情を持てるか)に拠るのではないのでしょうか？

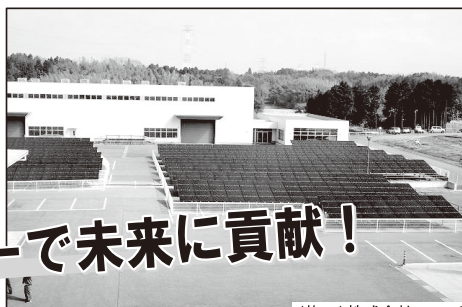
何も考えずに「使いたいから使う」という無意識の連鎖に任せてしまうと、人はお金の奴隷になってしまいます。「なぜ使うのか？」と自分に問いかけ、見栄や中毒といった「使う理由」に気がつくこと。そこから

初めて、社会貢献や自己実現という選択肢が生じるのではないのでしょうか？ただ、それをはっきり自覚している人は多くはないし、お金を出す不安や恐怖とも戦わなくてはなりません。

事業にせよ何にせよ、こうして見出した自分の価値観に沿ってお金を使うことで自分に良い感情が生まれ、周囲の人の、ひいては自分への実入りも含めたお金の流れの円滑化に繋がって行くのでしょう。

「金は天下の回りもの」…単純にして、なかなか奥の深い格言ですね。(い)

滋賀県 ひのきが丘工業団地内 太陽光発電所 (400kW)



再生エネルギーで未来に貢献!

(施工)株式会社コスモシブ

各種電気工事実績48年  
太陽光発電施工実績16年

株式会社 近藤電業社

お問合せ 075-933-6229

〒612-8487  
京都市伏見区羽東師菱川町336-19

近藤電業社

検索

宇宙船地球号を未来の子供たちへ

No.10

### 配偶者控除の見直し

今回は所得税に関連した配偶者控除について記載したいと思います。配偶者控除とは、給与所得から一律に38万円を差し引く基礎控除に加え、専業主婦やパートなど年収103万円以下で働く配偶者がいる世帯を対象に、世帯主の所得から38万円を減額する制度のことをいいます。

2017年税制改正で、この配偶者控除が見直され、

公認会計士 加藤通の  
企業会計  
あらかると

夫婦ならば収入や働き方にかかわらず一定の控除が受けられる「夫婦控除」の導入を軸に検討され導入される可能性があります。従来から、この制度の恩恵を得るため、年収が103万円を超えないよう妻が勤務時間を抑えるケースも多く、「女性の社会進出を妨げる壁になっている」と指摘されていました。

確かに、主婦が働く意欲、時間をもちながら、労働時間を調整させてしまうような制度はどう考えても不合理ですね。

# 労基協の技能講習

## ●鉛作業主任者

日程：9月12日(月)、13日(火)／会場：京都府中小企業会館／受講料：8,640円、テキスト代1,728円

## ●有機溶剤作業主任者

日程：9月15日(木)、16日(金)／会場：京都府中小企業会館／受講料：8,640円、テキスト代1,944円

## ●粉じん作業特別教育

日程：9月27日(火)／会場：京都府中小企業会館／受講料：9,720円、テキスト代648円

## ●安全管理者選任時研修

日程：9月29日(木)／会場：京都府中小企業会館／受講料：15,120円、テキスト代1,512円

## ●フォークリフト運転

日程：[学科] 10月11日(火) [実技] 第1班12日(水)～14日(金) 第2班18日(火)～20日(木)／会場：[学科] 京都府中小企業会館 [実技] ニチュ三菱フォークリフト(株)実技講習会場／受講料：30,780円、テキスト代1,500円

## ●玉掛け

日程：[学科] 10月13日(木)、14日(金) [実技] 15日(土)／会場：[学科] 京都府中小企業会館 [実技] (株)島津製作所紫野工場／受講料：18,360円、テキスト代1,500円

## ●第一種衛生管理者受験準備講習

日程：10月24日(月)～26日(水)／

会場：京都府中小企業会館／受講料：15,120円、テキスト代6,696円

## ●有機溶剤作業主任者

日程：10月27日(木)、28日(金)／会場：京都府中小企業会館／受講料：8,640円、テキスト代1,944円

## 【問合せ・申込み】

(公社)京都労働基準協会  
Tel.075-321-2731

※連合会のホームページ

<http://www.kyoukiren.or.jp>

※受講申込者が少人数の場合は中止になることがありますのでご了承ください。



# 建災防の各種講習

## ●高所作業車(10m以上)

日程：9月14日(水)、15日(木)／会場：京都建設会館別館／受講料：37,850円

## ●高所作業車(10m未満)

日程：9月16日(金)／会場：スカイワーク京都(伏見)／受講料：13,680円

## ●巻上げ機運転者特別教育

日程：9月27日(火)、28日(水)／会場：京都建設会館別館／受講料：15,430円

## ●職長・安全衛生責任者教育

日程：10月5日(水)、6日(木)／会場：京都建設会館／15,430円

## ●職長のためのリスクアセスメント

日程：10月6日(木)／会場：京都建設会館／受講料：8,230円

## ●木造建築物の組立て等作業主任者

日程：10月18日(火)、19日(水)／会場：京都建設会館別館／受講料：10,800円

## ●型わく支保工組立て等作業主任者

日程：10月25日(火)、26日(水)／会場：京都建設会館別館／受講料：11,210円

## ●有機溶剤作業主任者

日程：10月27日(木)、28日(金)／会場：京都建設会館別館／受講料：11,200円

## 【問合せ・申込み】

建設業労働災害防止協会京都府支部  
〒604-0944 京都市中京区押小路通柳馬場東入京都建設会館別館内

Tel.075-231-6587

Fax.075-251-0058

受付時間：午前9時～

午後5時

※ホームページから講習予定、申込書が取り出せます。

<http://homepage2.nifty.com/KYO-KENSAI/>



# 京都第一法律事務所

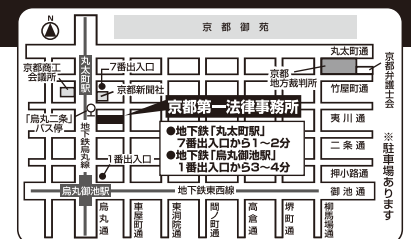
TEL.075-211-4411(代)

- |          |           |          |          |
|----------|-----------|----------|----------|
| 弁護士 秋山健司 | 弁護士 糸瀬美保  | 弁護士 尾崎彰俊 | 弁護士 藤澤眞美 |
| 弁護士 浅野則明 | 弁護士 岩橋多恵  | 弁護士 高木野衣 | 弁護士 村山 晃 |
| 弁護士 荒川英幸 | 弁護士 大河原壽貴 | 弁護士 谷 文彰 | 弁護士 森川 明 |
| 弁護士 飯田 昭 | 弁護士 大島麻子  | 弁護士 寺本憲治 | 弁護士 渡辺輝人 |
|          | 弁護士 奥村一彦  | 弁護士 藤井 豊 |          |

建設協組の組合員さん、ご家族のご相談は初回無料です。  
毎週木曜日10時～12時、1時～3時まで電話無料相談もあります。

無料電話相談 **0120-555-262**

毎月第一水曜日 午後1時半～4時まで組合本部にて出張法律相談実施中(相談無料)



京都市中京区烏丸通二条上る蔭絵屋町280番地  
ヤサカ丸丸御所南ビル 4階



# 7月の臨時理事会

●7月臨時理事会は7月27日(水)午後7時から京都工業会館で理事14人の出席で開催されました。

## <協議議案>

- ①総会での質問への回答について
- ②新組合員の加入審議について
- ③その他

## 京都市が「ミライ」のカーシェアリング

京都市は8月10日より、水素エネルギーの更なる普及拡大に向け「タイムズ」と共同で全国初となるFCVを活用した本格的な有料カーシェアリング事業をスタートさせました。

車種は4人乗りFCV(燃料電池車)の「トヨタ・ミライ」が3台。

FCVは温室効果ガスの排出が無く、将来のエネルギーとして中心的な役割を担うことが期待される「水素エネルギー」を利用しています。京都市も「水素エネルギー」の普及拡大に取り組んでいます。

貸出期間は来年の3月24日(金)まで(日祝日と市内水素ステーションの休業日を除く)。貸出場所は3台の車両はタイムズカーレンタル京都新幹線口店。

貸出9時30分～22時/返却8時～22時・返却前の水素充填は不要・返却時に走行キロ換算料金により店舗で精算。利用予約は3ヵ月前から可能で、最長利用期間は7日間。



導入されたトヨタ・ミライ

利用料金(税込)			
6時間まで	9,000円	追加1日ごと	11,000円
12時間まで	11,000円	追加1時間ごと	1,500円
24時間まで	13,000円		

# 組合日誌

## 本部

- 8/18 支部長会議
- 8/23 三役会議
- 8/25 定例理事会

## 支部

- 8/4 洛中(納)
- 8/5 右京(納)  
新京(納)  
洛南3支部(納)
- 8/6 名刺交換会
- 8/8 JIC(役)
- 8/23 右京(役)
- 8/27 伏見(納)

# 編集後記

この度、国土交通省は24日、40歳未満の若年層に限り、中古住宅を購入し、リフォーム工事や耐震改修をした場合、最大65万円を補助する新たな制度を創設する方針を決め、さらに年齢制限のない支援制度も設けます。

国内の全住宅流通量に占める既存住宅の流通シェアは約14.7%(平成25年)と、欧米諸国と比べると1/6程度です。

同省は既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備を本格的に推し進め、「いいものを作って、きちんと手入れして、長く使う」社会を目指しています。

これは協同組合が長らく提案してきた「住まいづくり」の考え方です。今の時代、これからの時代に合った「新しい住まいづくり」の提案を組合員さんと共に模索する役割が組合にはあります。(西村 学)

## 全京都建設協同組合 メールアドレス一覧

- 組 織 部                   soshiki@zenkyoto.jp
- 建設工事事業部         koji@zenkyoto.jp
- 機 材 リ ー ス           kizai@zenkyoto.jp
- ( 総 務 )                   soumu@zenkyoto.jp
- 洛南事務所               raknan@zenkyoto.jp

ホームページ <http://www.zenkyoto.jp/>

## 心をつなぐお手伝い

私たちはお客様の事業と運動に貢献する、パートナーでありたいと願っています。

印刷媒体、映像媒体、電子メディアの企画・制作、  
イベント企画、DTP指導サービスの提供

**株式会社 きかんしコム**

〒601-8205 京都市南区久世殿城町330-1 TEL.075-935-1115(代) FAX.075-935-5100  
E-mail: com@mediapark.co.jp http://www.mediapark.co.jp



[www.daytora.net](http://www.daytora.net)

株式会社 **DAYTORA**

足場工事 京阪機材センター

〒618-0091

京都府乙訓郡大山崎町円明寺門田 8

Tel.075-958-4400

Fax.075-958-4700

株式会社 **デイトラ土木**

基礎工事

〒618-0091

京都府乙訓郡大山崎町円明寺門田 8

Tel.075-955-4455

Fax.075-958-4700

